

協働のまちづくり指針
～ みんなでつくる葉山 ～

平成29年4月
葉山町

目次

1	本書策定に至った経過	1
2	協働とは	2
3	協働が必要となった社会背景	4
4	これまでの取組み	6
5	協働の活用が可能な領域	15
6	協働を進めていくために	18

資料

1	本書作成の流れ	21
2	協働推進検討会での検討事項	22
3	協働推進懇話会での検討事項	23

1 本書策定に至った経過

葉山町が研修でお世話になったある大学教授が著した本に、「協働はしんどい」「協働をやらずにすめばそれに越したことはないというのが行政と住民の本音」であるが、「これからのまちづくりには協働は欠かせないものであるから、逃げ道をつくらない覚悟が必要」と書かれています。今のままで良しとするのか、もっと魅力的で生き生きとしたまちをつくっていくべきか、いずれを採用するかによって、葉山町役場の組織に働く職員にとっても、地域で暮らす町民にとっても協働を実践する覚悟を決める必要性が生じるかどうかが決まります。

協働の概念を最初に発案したのは、アメリカのインディアナ大学政治学教授のヴィンセント・オストロム氏で、1977年の著作の中で「Coproduct ion」という単語を用いています。これを日本語で「協働」と訳したのが始まりとされています。

それから約40年が経過し、その間地方分権一括法の施行などもあり、地方自治体が置かれる環境が大きく変化した現在、改めて「協働」に着目し、その意義、効果、具体的な活用方法などについて考える機会が必要であろうと考えました。平成27年4月にスタートした第四次総合計画では、「自助・共助・公助」の3つが機能してこそ地域課題の解決が図れるという考え方を基本とし、町民と行政がお互いに補い合う協働によるまちづくりを目指すとしています。また、計画を実現させるため同時期に組織改変を行い、政策財政部政策課を、同課に協働推進係を設置しました。さらには、本指針と時期を同じくして策定する「第二次葉山町教育総合プラン」では、町民の関心のステージに応じた活動支援を行うことで生涯学習環境の再構築を目指すこととしています。

魅力あるまち、住みよいまちをつくっていくのは、今や行政だけの仕事ではありません。生まれ、育ち、暮らす町民の皆さんの思いが力となって、その力が行政を後押しする環境が整ってはじめて、それが実現するものと確信しています。

本書は、約40年前に誕生した「協働」について改めて考え直し、よりよいまちづくりのための取組みを、絶え間なくかつ効果的に進めていくために、協働をどのように取り扱っていったらよいかを整理したものです。今後は、本指針に基づき、行政、町民、地域活動団体、企業等が、それぞれの強みを活かし役割分担を行いながら、第四次総合計画の基本理念の一つに据えた“みんなで作る”葉山を実践していくこととします。

2 協働とは

本町では、平成11年から始まったくれたけの郷葉山構想から本格的に協働について活用を開始し、15年以上が経過しています。今までの取組みを踏まえつつも、社会情勢の変化を考慮し、改めて葉山町として協働について考え直してみることとします。

(1) 協働の定義・条件

行政、町民、団体等は、対等の立場で信頼・合意のもと取組みを進めます。

まちづくりに関して見た場合、地方自治をつかさどる職務としての「町行政」と地域生活の活動としての「町民、団体等」では、置かれる環境がまったく異なります。ここでいう対等の立場とは、行政が持つ情報ネットワークや専門性と町民等が持つ実生活レベルの経験など、それぞれが有する強みを出し合い共有することを意味します。

町民や団体等の協力にも様々な方式があります。共催、委託、補助、後援、ワークショップなど、よりよいまちづくりのために行政以外の個人、団体に関わる方法は他にも想定されます。その方式によって差異はあるものの、行政が独断で決めて、決定事項として町民や団体に協力を求める方式は、仮に依頼と了承というプロセスが介在していたとしても協働ではありません。

本町では、この条件に照らした場合、必ずしも各部署が十分な理解のもと、町民や団体等との協力関係に基づく事業展開を進めてきたとはいえません。

協働は、よりよいまちづくりを行うために活用するものです。

本町においても、平成27年度からスタートした第四次総合計画に掲げた将来像の実現に向けて、今よりもっとよい葉山をつくろうと日々取り組んでいます。第四次総合計画の基本計画には、基本施策ごとに協働でできることを掲げ、町政運営に協働を積極的に活用していこうとしているのが特徴です。

行政だけでなく、町民やNPO団体などが協力してまちづくりに参加します。

本指針策定に向けて、28町内会・自治会の協力のもと、きれいな資源ステーション協働プロジェクトをモデル事業として実施しました。地域の声を取りまとめて行政との橋渡しを行う町内会・自治会は、協働推進になくてはならない存在です。

地域で活動する団体の相互交流や連携をサポートするNPO法人葉山まちづくり協会は、中間支援組織として町民と行政とのパートナーシップの発展に寄与

しています。同協会が10巻の散策マップを作成したノウハウを、町の健康マップ作りを活用するというモデル事業を実施する予定です。

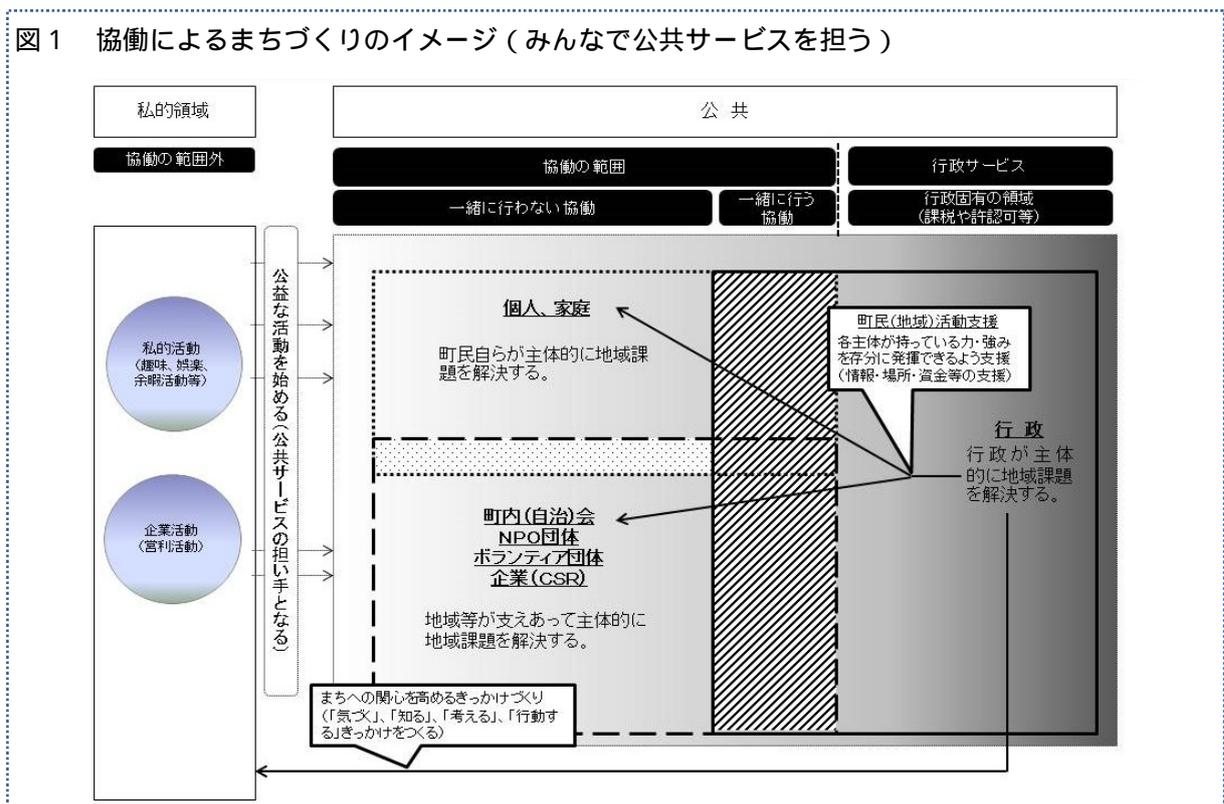
(2) 協働の類型と担い手

これまでの公共サービスは行政を中心に行われてきましたが、次項で述べるように、町民の自治意識の高まりや地域ニーズの多様化、複雑化など地域を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の変化に柔軟に対応し、より豊かなまちづくりを行うためには、行政、個人、家庭、地域活動団体など多様な主体が公共サービスの担い手となりまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

協働によるまちづくりを推進するために、行政は、公共サービスの担い手として町民や地域で活動している団体と一緒にまちづくりに取り組むこと(一緒に行う協働)も必要ですが、町民や地域で活動している団体等が持っている強みをまちづくりに存分に発揮できるように町民(地域)活動の支援(一緒に行わない協働)をしていく必要もあります。

また、協働の担い手を増やすことも、協働によるまちづくりを推進するためには有効であり、行政は町民等にまちづくりへの関心を高めてもらうため、「気づく」、「知る」、「考える」、「行動する」など町民の関心に応じたきっかけづくりをしていくことも必要です。

図1 協働によるまちづくりのイメージ(みんなで公共サービスを担う)



3 協働が必要となった社会背景

町においては、組織改変により誕生した政策調整室を中心として、平成11年頃から協働の手法を町政運営に活用しようと考え、様々な取組みを展開してきました。本町に限らず、多くの地方公共団体が、なぜ協働の手法を用いようとする様々な検討を行ってきたのでしょうか。その理由は、地方公共団体が置かれる環境の変化に着目することで説明することができます。

(1) 国内外の社会経済情勢

昭和30年以降の高度経済成長、オイルショックをはさんで昭和40年代後半からの安定成長期、バブル成長期など、戦後わが国の社会情勢は、右肩上がりの成長を遂げてきました。しかし、平成3年のバブル崩壊を機に情勢は一転し、「失われた20年」とも言われる経済停滞の時代が続きました。

停滞期においては、地方公共団体の財政運営面にも、少なからず影響を与えました。主たる財源である地方税収入は落ち込む反面、社会保障関連経費を始めとする歳出は増大し、地方債への依存や基金の取り崩しなどを余儀なくされています。多くの団体は、効率的な行政運営、人員削減、給与の抑制など行政改革の取組みを強化し、一定水準の住民サービスの維持継続に努めています。

このような状況は、行政運営の様々な場面で、財政上の制約、人的資源の制約を生じさせることとなり、行政と地域との役割分担の必要性について議論されるようになりました。

(2) 地方分権の推進

地方分権一括法が平成12年4月に全面施行され、機関委任事務が廃止されました。また、平成19年4月には地方分権改革推進法が施行され、権限委譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などを分権改革の基本方針に据えました。これらが大きな契機となり、「地域のことは地域が決める」という地域主権の考え方が確立されることとなりました。

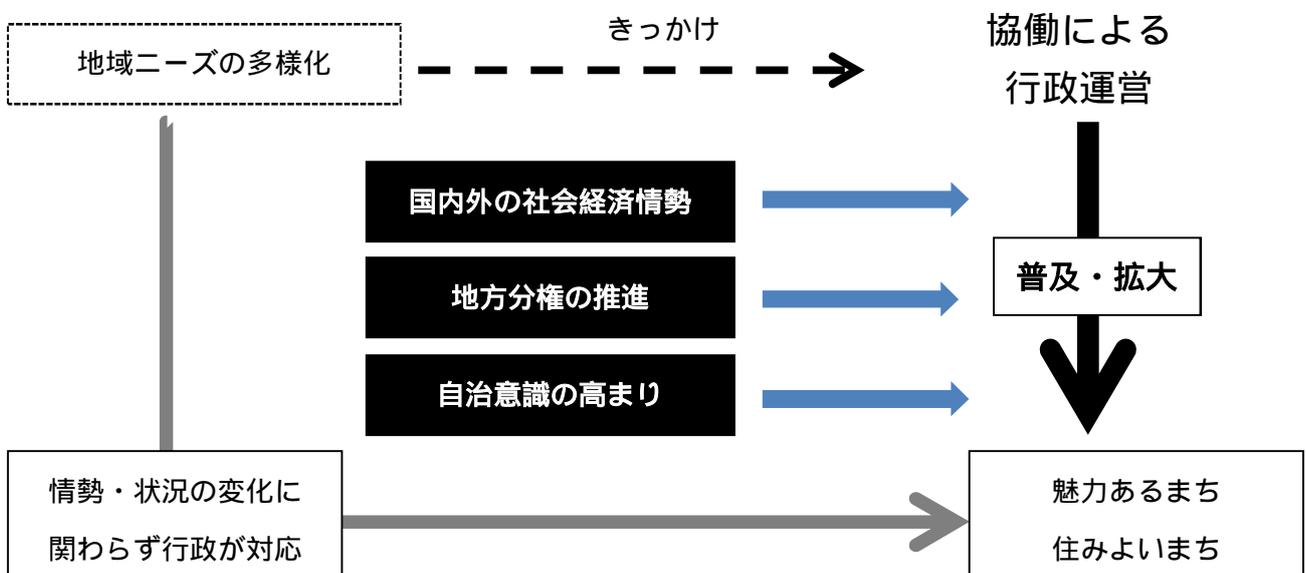
(3) 住民自治意識の高まり

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震や津波により多くの尊い命が奪われるなど甚大な被害を受け、今もなお復興に向けた活動が続けられていま

す。この災害を通して、自衛隊、消防、警察などによる救助や捜索活動には一定の限界があり、いざというとき地域の備えと助け合いが大きな役割を果たすことが明らかとなりました。震災後、繰り返し使われるようになった「自助／共助／公助」という防災対策・災害対応の考えは、協働のまちづくりの重要性を再認識させるきっかけともなりました。一方、地域と行政のパイプ役である町内会・自治会については、コミュニティ単位での事業活動充実に向けて、さらなる活躍が期待されています。

(4) 地域ニーズの多様化と行政サービスの限界

インターネットなど情報通信技術の飛躍的な発展と普及により、自宅や職場に居ながらにして、国内外の様々な情報をリアルタイムで知ることができるようになりました。このことは、(3) 住民自治意識の高まりをもたらすと同時に、自らが暮らす地域と他地域の差異を把握することで、自らが暮らす地域の今後に対する様々な思いや行政への期待が多様に生じる結果となりました。公権力の越権又は不当な行使を未然に防ぐため、国や地方公共団体は、法令に即した対応が求められます。これは、他方では、急激な情勢の変化や生活レベルのきめ細かな部分まで対応しきれない事態を招くこともあります。情報化社会がもたらす恩恵ともいえる地域ニーズの多様化は、行政で対応しきれない範囲を拡大させると同時に、地域が自ら考え対応する領域を広げることとなりました。



4 これまでの取組み

町民の協力を得ながら町政運営を行うこと、仮にこれを協働というのであれば、町制施行後90年以上が経過する本町にとって、協働も同じ年月の歴史を積み上げているのではないのでしょうか。ここでは、町政運営において「協働」という語を用いて取り組んできたものに限って、その経過を辿ってみることとします。

(1) くれたけの郷葉山構想(平成11年~)

〔実績〕

町の環境・産業・歴史・文化・生活様式などといった独自性を「葉山生活文化」とし、その継承と創造を住民と行政の協働で進めるというまちづくりの実践方法を「くれたけの郷葉山構想」として決めました。その構想の枠組みの中で、協働型まちづくりを実践するため、リレーイベント(資源発掘) 歴史的建造物の保全活用 SIT(特定関心旅行に対応した産業振興) まちづくり情報紙の発行 町民活動拠点の検討 の5つの事業を進めました。これらの事業では、自らまちづくり活動を実践する多くの人材や団体が発掘・創造され、町民活動支援の拡充により協働のまちづくりを展開するという方向が確立されました。中でも、の事業により誕生した「NPO法人葉山まちづくり協会」は、時代の先駆者として活動してきました。

〔課題〕

平成16年2月に「NPO法人葉山まちづくり協会」が設立されてから10年以上が経過し、当初の設立目的と照らし合わせると必ずしも十分な成果が発揮されていない部分もあります。主な要因としては、次の3点が考えられます。

協働によるまちづくりの意義や重要性が依然として庁内で共有されていない。
協会を支援する庁内体制が整っていない。
町民活動を推進する空間と人材が十分には確保できていない。

(2) まちづくり町民会議(平成17年～)

〔実績〕

町の重要な計画の策定や施策などについて、町民に意見を求め町政に反映させるため葉山まちづくり町民会議を設置しました。会議には、青い海と緑の丘のある美しいまち部会 文化をはぐくむうるおい、ふれあいのまち部会 安全で安心して暮らせるまち部会 住民が参加する自治のまち部会 の4つのテーマについての部会を設置し運営を行いました。平成21年6月の解散までに町長に対し4回の提言がなされました。

〔課題〕

「(1) くれたけの郷葉山構想(平成11年～)」により、町民活動支援を拡充することで協働のまちづくりを展開させようと動き始めた直後に、町民に意見を求め町政に反映させる町民参加という別の手法を導入したことは、有効な手段であるとしても、導入の時期としては適当でなかったのかもしれない。



(3) 第四次行政改革大綱 (平成 2 2 年 ~)

〔実績〕

地方分権の流れの中で国や県から市町村への権限移譲が進み、また、高齢化が進み社会保障関連経費が増大するなど、日に日に広がる基礎自治体である市町村の守備範囲において、その責任を果たしていくためには、組織のスリム化、職員の資質向上、効率的な業務の執行など、行政改革の不断の取組みが必須とされています。平成 2 2 年 3 月に策定した第四次行政改革大綱では、行政改革を進めていくため 5 つの基本戦略を定めました。その一つとして「協働戦略～協働による行政サービスの適正化」を掲げていますが、協働を町民参加とは区別し、広がる守備範囲の適正化に向け、行政としてやるべきことと行政外に任せることを整理しそれぞれの役割分担を明確化することを協働と定義付けしています。「(1) くれたけの郷葉山構想 (平成 1 1 年 ~)」は、部に属さない政策調整室が所管していたこともあり、組織の構造的に「協働」の意義や重要性が共有しづらいという問題がありましたが、ここでは町の重要な計画・施策に「協働」がひとつの戦略として位置づけられました。

〔課題〕

町の重要な計画・施策に「協働」が位置づけられたのにもかかわらず、協働の意義や重要性が共有されない要因は、計画や施策を機能させるための仕組みや組織体制にあると考える必要があるかもしれません。



(4) 課長会議ワーキンググループ(平成25年度)

〔実績〕

事務事業の計画及び実施方針等で必要となる事項を協議する課長会議について、政策決定に必要な課題整理を行う機能を付加させ活性化を図ることを目的として、平成24年度に各部課から抽出された政策・施策レベルの課題に関し、解決に向けた問題点の整理と具体的な方策を議論する場として課長会議を3つのグループに分けてワーキンググループを設置しました。その中のテーマの一つを町民協働に設定し、短期間ではあったものの問題点の洗い出しとその解決策、協働の活用が見込める事業の提示などを報告書としてまとめ上げました。

〔課題〕

課長会議ワーキンググループは、「政策決定に必要な課題整理を行う機能を付加させ活性化を図ることを目的」としてしていますので、この取組みは「協働」という語を用いているものの、その成果はあくまでも副次的なものであり、他の事業や取組みと区別して考える必要があります。なお、このワーキンググループは、部長会議に対し、「政策決定に必要な課題整理」として「協働に対する正しい認識をまずは行政内部で共有」することを提案しています。



(5) 職員研修 (平成 2 6 年度、平成 2 7 年度)

〔実績〕

「(4) 課長会議ワーキンググループ (平成 2 5 年度)」からの提案を受け、協働による町政運営の意義や必要性を庁内で理解・共有するため、平成 2 6 年度、2 7 年度に庁内研修を実施しました。

テーマ	概要	実施日	参加者
- 研修 1 - 「町民との協働に関する研修会」	行政と地域が、補完性の原則に基づきより快適なまちづくりを進めていくため、協働の概念や必要性について職員間で認識を共有することを目的として講義及びグループワークを行いました。	平成 27 年 3 月 18 日、 19 日	職員 60 名
- 研修 2 - 職員フォローアップ研修～協働による町の魅力向上～	「いつか住んでみたい町」「いつまでも住んでいたい町」と多くの方に感じてもらうためのまちづくりの取組みを、町民と行政が一体となって進めていくため、町行政の組織内 (特にこれからの将来を担う若手職員) で協働の重要性を共通の認識として持てるよう、講義及びグループワークを行いました。	平成 28 年 3 月 23 日	採用 15 年未満の職員 15 名

研修 1 では、参加者から次のような意見が出されました。

- ・協働は、行政が目指す目的ではなく行政運営の一手法であること
- ・どこの課の業務においても協働の活用が可能であること
- ・財政状況の良し悪しにかかわらず協働は実践するべきものであること
- ・行政と町民や地域活動団体が一緒にやることだけが協働ではないこと

研修 2 では、将来の町行政を担っていく若手職員が、人口動向や財政状況を踏まえ今後のまちづくりにおいて協働の考え方がいかに重要であるかについて理解を深めることができました。

〔課題〕

2 つの研修をとおして、参加職員が協働の重要性や意義について理解できたという一定の効果がありました。今後は、ここで得た理解を基に協働の考え方をいかに実務につなげ、普及していくかという観点から研修の内容や対象者等を選定していく必要があります。

(6) 第四次総合計画 (平成 2 7 年度 ~)

〔実績〕

第三次総合計画が平成 1 2 年に策定された以降、地方分権改革推進法の施行や地方自治法の改正により、地方公共団体の果たすべき役割や総合計画そのものの位置づけが変わりました。このような情勢の変化に応えるべく、平成 2 7 年 4 月に第四次総合計画を策定しました。同計画の基本姿勢として、地域の課題解決のためには「自助・共助・公助」の 3 つが適切に機能することが大切であるという考え方を基本に、町民と行政が適切な役割分担のもと、お互いができることを行い、できないことを補い合う「補完性の原則」を尊重した協働によるまちづくりを目指す計画としています。

〔課題〕

総合計画基本計画では「協働でできること」を取り上げていますが、町民が主体的に担う公共サービスの領域があると認識しつつも、それを強制的に押し付けるようでは、協働の原則である「対等の立場で信頼・合意のもの」とは言えません。本指針を拠り所とした、町民が公共サービスを主体的に担う協働のまちづくりには、対外的な機運の醸成と内部的な課題や目的の共有など相当の時間を要しますが、総合計画の進行管理を行う過程において、様々な仕掛けを打っていく必要があります。

(7) 庁内体制の強化 (平成 2 7 年度 ~)

〔実績〕

平成 2 7 年 4 月 1 日に組織改変を行い、政策財政部政策課と同課に協働推進係を設置されました。これを契機に、町組織が一丸となった協働による町政運営を行うため、様々な取組みを実践し、本書の作成に至りました。

〔課題〕

本指針と時期を同じくして改定された「教育総合プラン」では、町民の関心の度合いに応じた事業展開の必要性を唱えています。生涯学習と町民活動支援とは、不可分の関係にある (P 1 9 (2) の図参照) ことも踏まえ、協働による町政運営を行う庁内体制の見直しを議論していく必要があります。

(8) モデル事業～協働の実践的な啓発(平成27年度～)

今後、協働によるまちづくりを進めていくうえで、どのような課題が存在し、それをどう解決すべきかを検証し、その結果を用い啓発を行っていくため、平成27年度及び28年度に、二つの取組みをモデル事業に設定し実施しました。

きれいな資源ステーション協働プロジェクト

〔実績〕

平成26年度から新たに始まった資源収集において、適切な利用がなされていない一部の資源ステーションの問題解決とマナーアップのため、町内会・自治会の協力により資源ステーションモニタリング調査を実施し、対策案を考え、ランダム化比較実験の手法を用い効果を検証しました。

実施期間	参加者
平成27年8月～平成28年7月	・町内28町内会・自治会 ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング ・資源回収業者 ・葉山町環境課、クリーンセンター、政策課

このプロジェクトで検証できたことは、次のとおりです。

- ・町が、町民の日常生活レベルの諸問題を詳細に把握することができた。
- ・生活に密接に関わる「ごみ」について、行政と地域が課題を共有し解決に向けたアイデア出しができた。
- ・相互の合意により見いだした解決策であるため、今後の取組みに対するモチベーションを保つことが期待できた。

〔課題〕

モデル事業の実施が本指針の作成にどのように寄与するのか、庁内で目的が共有されていなかったため、事業の選定や条件設定にあたり十分な議論を経ることができませんでした。しかし、協働の意義や重要性を町民に広く理解してもらえたこと、機構改革により新たに設置された政策課が協働の現場を身をもって経験することができたことは、今後の事業展開に役立つものといえます。

葉山散歩の達人健康のこみち協働プロジェクト

〔実績〕

平成27年度及び28年度と政策テーマに掲げた「健康」に関する取組みの一環として作成する「健康のこみち」を、すでに10巻の散策マップを作成しているNPO法人葉山まちづくり協会が有するノウハウを活かして作成します。

実施期間	参加者
平成28年2月～平成29年3月	・NPO法人葉山まちづくり協会 ・葉山町町民健康課、政策課

〔課題〕

で触れたように、モデル事業の実施目的が庁内で共有できていなかったのと同様に、NPO法人葉山まちづくり協会に対して、本指針策定とモデル事業実施について、目的やプロセス等についてしっかりと伝わっていなかったことは否定できません。しかし、本プロジェクトは、すでに地域活動レベルで培われている公共サービスに関するノウハウを、行政と分かち合うことで、サービスの質的向上が図れる一つのモデルケースといえます。



(9) 啓発活動 (平成 2 7 年度 ~)

〔実績〕

協働によるまちづくりの意義と重要性を広く町民に理解してもらうため、講座やグループワークを実施しました。具体的には、協働指針策定に向けて、協働の意義、重要性、実践方法などについて、行政を地域がそれぞれの立場で考えるきっかけとなるよう、「協働に関する研修会～みんなでつくる葉山～」を実施しました。

回	実施日	参加者
第 1 回	平成 2 8 年 1 月 2 2 日	・ 町内会連合会会員 2 2 名 ・ 町職員 (協働推進検討会委員) 2 名
第 2 回	平成 2 8 年 3 月 2 3 日	・ 地域活動団体に活動する方及び町民 3 2 名 ・ 町職員 (協働推進検討会委員) 1 名

参加者からは次のような意見が出されました。

- ・ もっと議論が交わせる機会を増やしてほしい
- ・ このような機会を単発で終わらせずに継続してほしい
- ・ 現場に足を運ぶなどして地域の現状を知ってほしい
- ・ 行政で持っている情報を惜しみなく地域に伝えてほしい
- ・ 上記のようなことを実現できるよう職員の意識改革が必要

〔課題〕

町民との対面方式である講座やグループワークは、直接的な意見交換により町民の理解を深める効果が期待できます。しかしながら、参加した人のみに限定される効果であるため、ホームページや広報など様々な方法を駆使して、町民に対し継続的に理解を求めることが重要となります。

5 協働の活用が可能な領域

町民や団体等と対等の立場で信頼と合意のもと、協力してまちづくりを進めていくことの重要性は、社会情勢の変化に応じて町が辿ってきた経緯を踏まえると、今後ますます高まっていくものと思われます。このことを踏まえ平成27年4月からスタートした第四次総合計画ではすべての施策に協働でできることを記載していますが、ここでは特に協働の手法の活用が見込まれる施策と推進にあたっての考え方を一例として挙げていきます。

基本理念1 “人を育てる” 葉山

基本目標2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち

基本施策2 生涯学習の振興

協働を推進する上では、多くの町民や団体がまちづくりに参加することが重要です。

生涯学習の取り組みとして、体験学習や講座、イベント等を実施しています。今後は、この学びの継続や、学んだことを多岐にわたる地域の課題解決に活かすなど、地域への還元につながるように企画をすることで、生涯学習が町民や団体がまちづくりへ参加するきっかけとなります。

また、生涯学習を協働のまちづくりにつなげるためには、活動を行う場の確保や行政内部においても町教育委員会が今まで担ってきた役割と今後町が担っていく役割を整理することも重要です。

基本理念1 “人を育てる” 葉山

基本目標2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち

基本施策4 生涯スポーツ活動の推進

スポーツ活動の推進は、心と身体の健康増進だけでなく、地域の方の交流に重要な役割を果たします。町では、葉山町体育協会などとの連携による生涯スポーツの普及拡大や、町民体力測定などのイベントを通じて、年齢・性別を問わず、多くの方が継続的にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めています。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に備えて、セーリング競技を身近に感じるイベントの開催や通訳などのボランティアの養成を行い、町行政と地域が一体となって盛り上げていくこととします。

基本理念1 “人を育てる” 葉山

基本目標2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち

基本施策5 芸術文化活動の振興

芸術文化活動の振興は、活動する人や団体のネットワーク化や活動の促進が重要となります。特に本町には、芸術文化に携わる人材が豊富であり、心身ともに豊かな生活を送ることができる葉山らしい生活空間の創出が可能となります。町行政は、地域で活躍する人材の自由で創造的な発想を大切にしながら、活動促進のための支援を主に行っていく必要があります。また、葉山町文化協会や NPO 法人葉山まちづくり協会には、芸術文化の領域で活動する多くの団体が加盟していることから、これらの団体相互の情報交換や町行政との連絡調整などが重要となります。

基本理念2 “暮らしを守る” 葉山

基本目標4 一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

基本施策9 健康づくりの支援・推進

健康づくりは自ら行動を起こし継続することが大切です。町行政は、多くの町民の方が保健事業に参加することで、その後の自らの健康に関する意識をもつきっかけとなるよう、事業の企画を行わなければいけません。また、健康増進は医療面からのアプローチが不可欠であるため、逗葉医師会、同歯科医師会等との連携も必要です。

健康づくりの推進は、町民一人ひとりの充実した生活を実現させるだけでなく、医療費や社会保障関連経費の抑制による町の健全な財政運営にも寄与することとなります。

基本理念2 “暮らしを守る” 葉山

基本目標5 豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

基本施策15 循環型社会の形成

町では、資源化・減量化の取組みを進めていくため、平成26年7月からごみの戸別収集・資源ステーション収集を行っています。これを実現するまでの間に、町行政は各地域で、収集方法の見直しの意義、目的、見直し内容などについて、時間をかけて何度も説明を行い、意見交換を重ねてきました。日常生活を送る中で必ず発生するごみを、効率的に収集処理することが、きれいで快適なまちをつくりあげる必須条件となり、これには地域で暮らす町民の理解と協力が欠かせないものとなります。

基本理念3 “活力を創造する” 葉山

基本目標7 だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

基本施策24 魅力ある公園の創出

町内には7ヶ所の都市公園と63ヶ所の一般公園があります。公園は、子どもたちの遊び場としてだけでなく、災害時の一時避難所や地域の方の様々な活動の場として利用されています。幅広い公園に対するニーズに応えるためには、安全管理はもちろんのこと、利用方法などのルールなども含め利用者が快適に過ごせる空間づくりを心掛けていかなければいけません。町行政が行う遊具など設備の点検整備や枝払いや草刈りのほか日常清掃などについては、アダプトプログラムによる地域の方々の協力が期待されます。

アダプトプログラム … 地域住民が公園など公共の場の清掃活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうということから名づけられた制度。現在町では、民生委員児童部会が、毎年町内公園遊具の点検をしています。

基本理念4 “みんなで作る” 葉山

基本目標10 町民と行政の中お互いを支えあう関係や情報の連携ができているまち

基本施策33 協働によるまちづくりの推進

基本施策34 地域コミュニティの活性化

阪神淡路大震災や東日本大震災を通じて、地域コミュニティの絆や公益的な住民活動の重要性が確認されています。町では平成14年にNPO法人葉山まちづくり協会の前身である葉山町まちづくり支援協会が設立され、非営利・公益的な活動を中間支援する役割を担うこととなりました。また、福祉サービスの領域では、社会福祉協議会が、生涯学習の領域では町教育委員会がそれぞれ地域で活躍するボランティアの育成を進めてきました。

今後は、様々な領域で展開される協働によるまちづくりの取組みについて横の連携を図るとともに、町行政から地域に寄せる期待と地域の町行政に対する思いをマッチングさせる縦の連携をそれぞれ強化していくことが大変重要となります。

6 協働を進めていくために

本章では、「4 これまでの取組み」において明らかにした課題の解決に向けて取り組むべき事項を次のとおり整理します。本指針策定後、これらの事項を中心に、改善、解決に向けた議論を町行政内だけでなく、地域活動団体、町民、関係機関等と進めていくこととします。

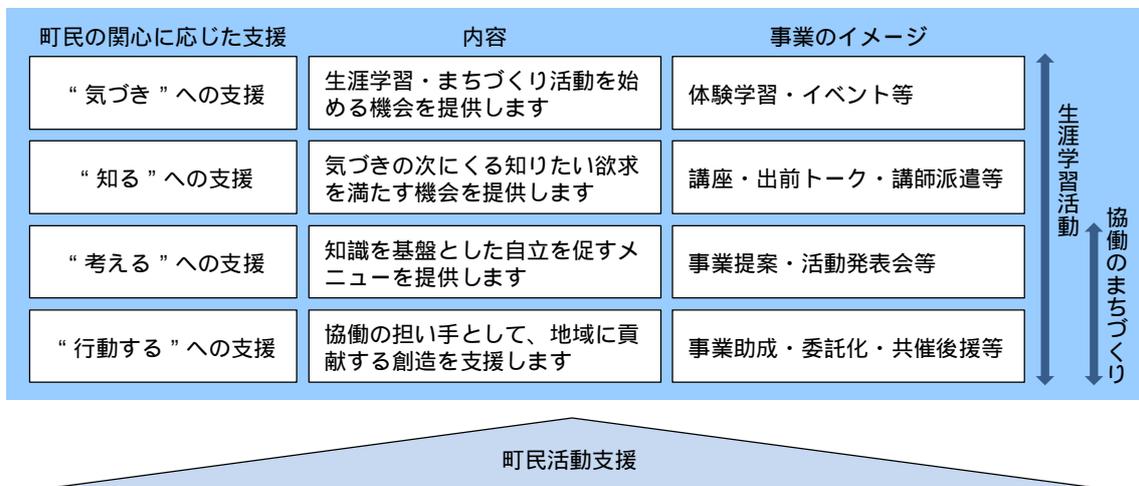
(1) 町民活動支援策の再構築

行政が担う公共サービスは、地域のニーズが多様化、複雑化していることに比例して広がり続けてきましたが、それらのサービスは、必ずしも地域全体(共通)のニーズ充足に直結せず、結果として、行政運営そのものにかかる資源消費だけが大きなものとなっています。

一方、より市民感覚が求められる地域課題の解決にあたっては、町内(自治)会や NPO 団体等による「共助」の取組みが有効であり、行政には、その支援策の充実が求められています。

今後は、協働のまちづくり、生涯学習活動、町民活動支援の関係を図2のとおり整理したうえで、町民主体のまちづくりがさらに活発になるよう町民活動支援策を総合的・体系的に整えます。

図2 町民の関心に応じた支援策



(2) 産官学の連携による協働推進

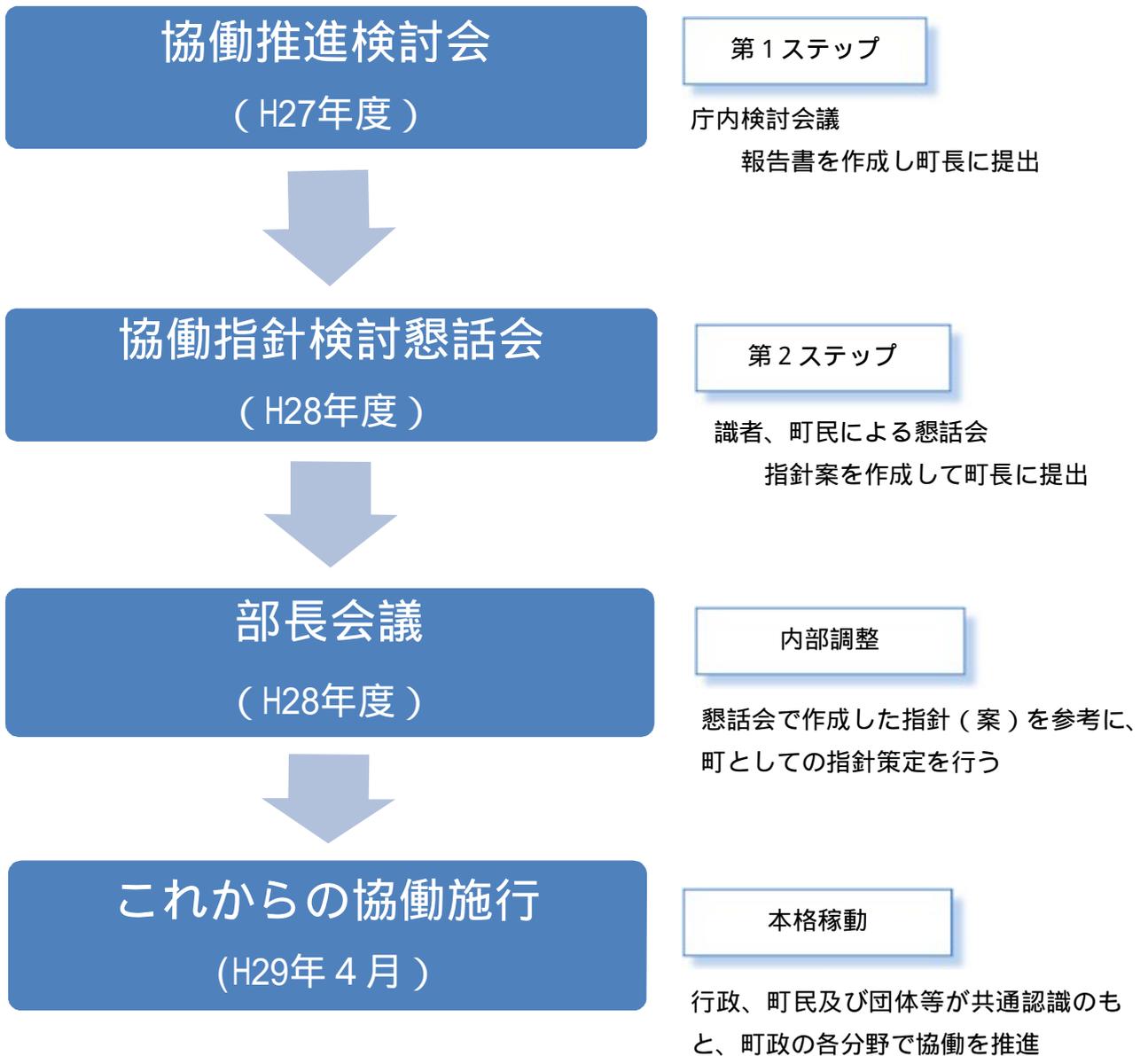
町民や地域で活動する団体が独自で公共の福祉増進を目的とする取組みを行なうことも協働に含まれることは、「2 協働とは」の項で触れたとおりです。つまり、町民やNPO団体は、協働の担い手に位置づけられるということを意味しています。近年では、企業が経済的、法的責任だけでなくステークホルダーまで視野に入れた社会的責任(CSR)を負うべきであるとの考え方が主流となっています。また、平成27年には、関東学院大学と包括協定を締結し、各行政分野で大学が持つ知識・技術を活用する環境が整っています。今後は、町民、NPO団体だけでなく、企業や大学等も含めた多様な担い手との連携により、公共サービスの質的水準の維持向上を図っていきます。

(3) 課題に対応する庁内体制の整備と連携方策

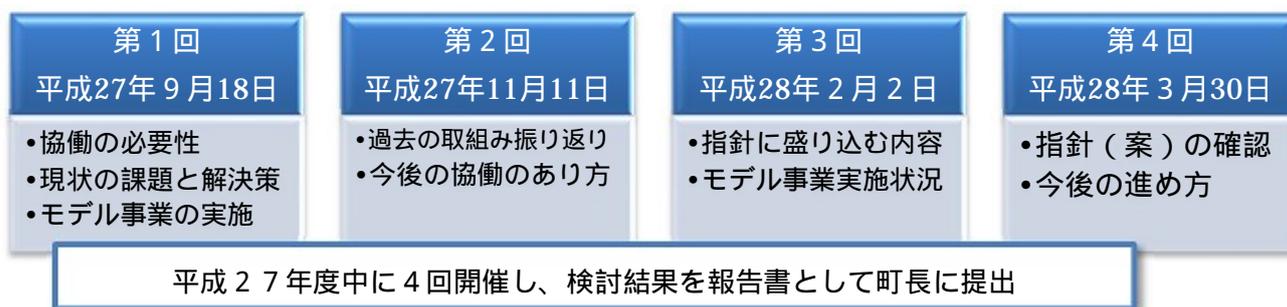
平成27年度にスタートした第四次総合計画では、「みんなでつくる葉山」を基本理念の一つに据えています。これは、他の3つの基本理念「人を育てる葉山」「暮らしを守る葉山」「活力を創造する葉山」それぞれに掲げる施策を、協働により実践していくことを意味しています。したがって、協働に関する仕組みづくりを行う部署と施策で設定する目的を達成するための事務事業を行う部署が、情報を共有し、新たに生じる課題に対し足並みを揃えて対応できる庁内体制を構築する必要があります。組織体制の整備は、行政改革の視点から検証を行うことが大切であり、PDCAによる総合計画の進行管理、政策を実現するための施策や事務事業の管理など、職責やセクションにかかわらずこれらの意識を浸透させるべく組織横断的かつ戦略的な取り組みが必要です。

資料編

1 本書作成までの流れ



2 協働推進検討会

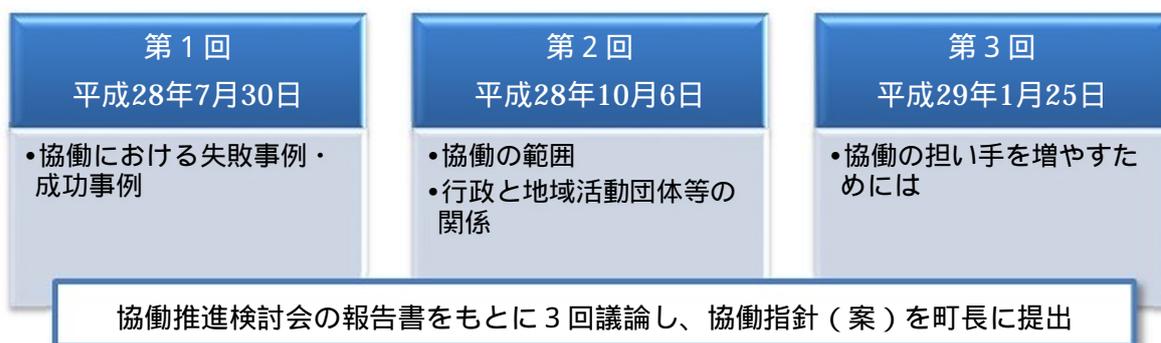


< 協働推進検討会委員名簿 > 敬称略

部 名	所属部署名	氏 名
政策財政部	公共施設課	青木 聡
総務部	総務課	瀬沼 重剛
福祉部	町民健康課	矢島 和明
環境部	環境課	雨宮 健治
都市経済部	産業振興課	伊藤 将
教育部	生涯学習課	梅田 仁

所属部署は、平成27年度当時。

3 協働推進懇話会



【協働推進懇話会名簿】 敬称略

1 アドバイザー

松下 啓一 相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科 教授

2 参加者

	氏名	所属
1	柳川 義晴	葉山まちづくり協会
2	千田 高広	葉山町社会福祉協議会
3	山田 歩	逗子葉山青年会議所
4	疋田 浩一	芝崎町内会
5	雨宮 健治	職員検討会
6	浦上 彩子	ごみへらし隊
7	海野 義明	オーシャンファミリー海洋自然体験センター
8	矢嶋 信幸	教育自然研究会
9	野北 康子	葉山っ子すくすくパター
10	柿本 秀二	葉山災害ボランティアネットワーク